

建設会報 いすも

No.112 2005年6月号





一表紙写真一

(株)出雲建設会館

昭和41年5月に建った、現在の(株)出雲建設会館の全景です。

この度の移転に伴い、慣れ親しんだこの建物も解体される
とから、今回の表紙に載せました。



CONTENTS

- ◆卷頭言／中筋 豊通 ((社)島根県建設業協会出雲支部長) 1
- ◆新任幹部寄稿／松田 尚登 (出雲労働基準監督署長) 3
　　／雪野 博 (出雲警察署長) 4
　　／櫻 隆之 (出雲土木建築事務所長) 5
- ◆建設産業対策について／島根県土木部土木総務課 建設産業対策室 6
- ◆工事成績評定の改定について／島根県土木部技術管理課 9
- ◆異業種事業参入の事例紹介／出雲土建(株) 10
　　／山陰建設工業(株) 11
　　／有丸共工務所 12
- ◆New Face!／吉川 佳太 (株板倉重機) 13
　　／深田 剛 (株中筋組) 13
　　／安部 希芳 (山口建設株) 13
- ◆(株)出雲建設会館移転について 14
- ◆平成17・18年度 島根県建設工事入札参加資格者格付別業者数 15
- ◆島根県建設工事入札参加者選定基準数 15
- ◆建設業一口メモ 16
- ◆編集後記／三原 昇 (経営改善研究委員) 17



品確法が求める「責務」を

(社)島根県建設業協会出雲支部
支部長 中筋 豊通

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)が、平成17年3月30日成立、4月1日より施行、行き過ぎた価格競争に歯止めをかけ、技術力を重視した「新しい競争の時代」が来るのでしょうか。

発注者は、受注者は何を求められているのでしょうか。建設業に携わる全ての人々が、この法律を理解し、行動を起こさねばなりません。

(目的) 第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、・・・公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念) 第三条 公共工事の品質は、・・・現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2 ・・・経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

(国の責務) 第四条 ・・・品質確保の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務) 第五条 ・・・国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、公共事業の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(発注者の責務) 第六条 ・・・品質が確保されるよう、・・・事務（以下「発注関係事務」という。）を適切に実施しなければならない。

(受注者の責務) 第七条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共事業を適正に実施するとともに、そのために必要な技術的能力の向上に努めなければならない。

(競争参加者の技術的能力の審査) 第十一条 ・・・工事の経験、施工状況の評価、当該公共工事に配置が予定される技術者の経験その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。

以上、品確法の抜粋です。

この法律により諸施策が検討・実施されれば価格第一主義から脱皮出来るのでは…ダンピングが無くなるのでは…願いを込めた期待の法律です。

先人たちが夢を持って社会資本の整備を行って来ました。「国民のため」この法律の目的を再認識し、国、県、市町村、業界等々関係各位、再スタートです。

(別表-1) 個々の工事における技術力の評価・活用を見ると、「工夫の余地の無し」工事（主に我々、中小建設業者関係工事）でも、企業の技術力（会社・技術者の施工経験及び工事成績等）を審査、とあります。正しく入札に参加できる業者とそうでない業者を選定しうるにかけるのです。聞くところによると、関係行政機関が一体となって

- ①工事成績評定要領の統一を図る。
- ②社会性等工事以外のベーシックにおいて企業を評価。（品確法⇒品格法？）
- ③工事成績、経験等を含めた企業・個人データーを資格審査に反映させる。
- ④全国一律では無く、地域の特性を活かした、地域版資格審査を検討。

品確法は動き出したばかりです、しかし、業界の意見も聞きながら、共に考え国民の信頼回復に努めたいとの事。

同じ物差しで、又、工事以外で、多面的に企業を見る。真面目な企業、努力する企業が報われる社会を目指す、そんな素晴らしい時代が来ようとしています。

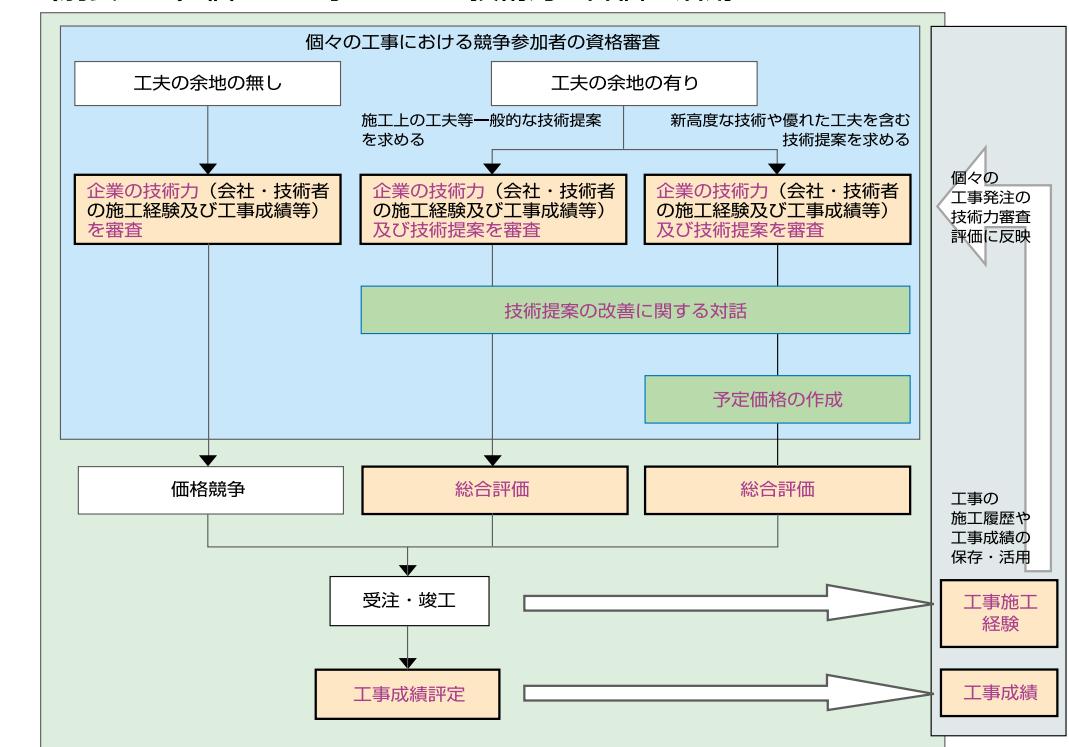
建設業界に携わっている全ての皆様、自分の仕事に誇りを持ち、『目的』を見据え『責務』を全うしましょう。

(目的) 第一条 ・・・公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(受注者の責務) 第七条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共事業を適正に実施するとともに、そのために必要な技術的能力の向上に努めなければならない。

ありがとうございました、今年度も宜しくお願ひいたします。

(別表-1) 個々の工事における技術力の評価・活用



*技術提案：当該工事の品質に関する技術資料のこと。評価項目としては、機能、使いやすさ、安全性、耐久性、美観等、社会資本が有すべき性能、及び工事目的物の出来形、出来ばえ等の品質並びに工事中の安全性、利用者の利便性への影響、工事による環境への影響、公共の福祉等公共工事を実施する上で考慮すべき性能等がある。

* ■ は、法案で規定する事項